

法務局における遺言書の保管等に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、法務局（法務局の支局及び出張所、法務局の支局の出張所並びに地方法務局及びその支局並びにこれらの出張所を含む。第二の一において同じ。）における遺言書（民法（明治二十九年法律第十九号）第九百六十八条の自筆証書によつてした遺言に係る遺言書をいう。以下同じ。）の保管及び情報の管理に関し必要な事項を定めるとともに、その遺言書の取扱いに関し特別の定めをするものとする。こと。（第一条関係）

第二 遺言書保管所

一 遺言書の保管に関する事務は、法務大臣の指定する法務局が、遺言書保管所としてつかさどるものとする。こと。（第二条第一項関係）

二 一の指定は、告示してしなければならないものとする。こと。（第二条第二項関係）

第三 遺言書保管官

遺言書保管所における事務は、遺言書保管官（遺言書保管所に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は地方法務局の長が指定する者をいう。以下同じ。）が取り扱うものとする。こと。（第三条関係）

第四 遺言書の保管の申請

一 遺言者は、遺言書保管官に対し、遺言書の保管の申請をすることができるものとする。こと。（第四条第一項関係）

二 一の遺言書は、法務省令で定める様式に従って作成した無封のものでなければならぬものとする。
と。(第四条第二項関係)

三 一の申請は、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所(遺言者の作成した他の遺言書が現に遺言書保管所に保管されている場合にあつては、当該他の遺言書が保管されている遺言書保管所)の遺言書保管官に対してしなければならないものとする。

(第四条第三項関係)

四 一の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、遺言書に添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を遺言書保管官に提出しなければならないものとする。(第四条第四項関係)

1 遺言書に記載されている作成の年月日

2 遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあつては、国籍)

3 遺言書に次に掲げる者の記載があるときは、その氏名又は名称及び住所

(一) 受遺者

(二) 民法第千六条第一項の規定により指定された遺言執行者

4 1、2又は3に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

五 四の申請書には、四2に掲げる事項を証明する書類その他法務省令で定める書類を添付しなければならないものとする。(第四条第五項関係)

六 遺言者が一の申請をするときは、遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならないものとする。

。(第四条第六項関係)

第五 遺言書保管官による本人確認

遺言書保管官は、第四の一の申請があつた場合において、申請人に対し、法務省令で定めるところにより、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。 (第五条関係)

第六 遺言書の保管等

一 遺言書の保管は、遺言書保管官が遺言書保管所の施設内において行うものとする。 (第六条第一項関係)

二 遺言者は、その申請に係る遺言書が保管されている遺言書保管所 (四及び第八において「特定遺言書保管所」という。) の遺言書保管官に対し、いつでも当該遺言書の閲覧を請求することができるものとする。 (第六条第二項関係)

三 二の請求をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならないものとする。 (第六条第三項関係)

四 遺言者が二の請求をするときは、特定遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならないものとする。この場合においては、第五の規定を準用するものとする。 (第六条第四項関係)

五 遺言書保管官は、一の規定による遺言書の保管をする場合において、遺言者の死亡の日 (遺言者の生死が明らかでない場合にあつては、これに相当する日として政令で定める日) から相続に関する紛争を

防止する必要があると認められる期間として政令で定める期間が経過した後は、これを廃棄することができるものとする。 (第六条第五項関係)

第七 遺言書に係る情報の管理

一 遺言書保管官は、第六の一の規定により保管する遺言書について、二に定めるところにより、当該遺言書に係る情報の管理をしなければならないものとする。 (第七条第一項関係)

二 遺言書に係る情報の管理は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができ物を含む。)をもって調製する遺言書保管ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行うものとする。 (第七条第二項関係)

1 遺言書の画像情報

2 第四の四1から3までに掲げる事項

3 遺言書の保管を開始した年月日

4 遺言書が保管されている遺言書保管所の名称及び保管番号

三 第六の五の規定は、二の規定による遺言書に係る情報の管理について準用するものとする。 (第七条第三項関係)

第八 遺言書の保管の申請の撤回

一 遺言者は、特定遺言書保管所の遺言書保管官に対し、いつでも、第四の一の申請を撤回することができるものとする。 (第八条第一項関係)

二 一の撤回をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した撤回書に法務

省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならないものとする。 (第八条第二項関係)

三 遺言者が一の撤回をするときは、特定遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならないものとする。この場合においては、第五の規定を準用するものとする。 (第八条第三項関係)

四 遺言書保管官は、遺言者が一の撤回をしたときは、遅滞なく、当該遺言者に第六の一の規定により保管している遺言書を返還するとともに、第七の二の規定により管理している当該遺言書に係る情報を消去しなければならないものとする。 (第八条第四項関係)

第九 遺言書情報証明書の交付等

一 次に掲げる者 (以下第九において「関係相続人等」という。) は、遺言書保管官に対し、遺言書保管所に保管されている遺言書 (その遺言者が死亡している場合に限る。) について、遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明した書面 (五及び第十二の一三において「遺言書情報証明書」という。) の交付を請求することができるものとする。 (第九条第一項関係)

1 当該遺言書の保管を申請した遺言者の相続人 (民法第八百九十一条の規定に該当し又は廃除によつてその相続権を失つた者及び相続の放棄をした者を含む。以下第九において同じ。)

2 1に掲げる者のほか、当該遺言書に記載された次に掲げる者又はその相続人 (二) に規定する母の相続人の場合にあつては、(二) に規定する胎内に在る子に限る。)

(一) 第四の四三(一)に掲げる者

(二) 民法第七百八十一条第二項の規定により認知するものとされた子 (胎内に在る子にあつては、そ

の母)

- (三) 民法第八百九十三条の規定により廃除する意思表示された推定相続人(同法第八百九十二条に規定する推定相続人をいう。以下この(三)において同じ。)又は同法第八百九十四条第二項において準用する同法第八百九十三条の規定により廃除を取り消す意思表示された推定相続人
 - (四) 民法第八百九十七条第一項ただし書の規定により指定された祖先の祭祀を主宰すべき者
 - (五) 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十七条の五第三項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者又は地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第三十七条第三項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
 - (六) 信託法(平成十八年法律第八号)第三条第二号に掲げる方法によって信託がされた場合においてその受益者となるべき者として指定された者若しくは残余財産の帰属すべき者となるべき者として指定された者又は同法第八十九条第二項の規定による受益者指定権等の行使により受益者となるべき者
 - (七) 保険法(平成二十年法律第五十六号)第四十四条第一項又は第七十三条第一項の規定による保険金受取人の変更により保険金受取人となるべき者
 - (八) (一)から(七)までに掲げる者のほか、これらに類するものとして政令で定める者
- 3 1及び2に掲げる者のほか、当該遺言書に記載された次に掲げる者
- (一) 第四の四3(二)に掲げる者

(二) 民法第八百三十条第一項の財産について指定された管理者

(三) 民法第八百三十九条第一項の規定により指定された未成年後見人又は同法第八百四十八条の規定により指定された未成年後見監督人

(四) 民法第九百二条第一項の規定により共同相続人の相続分を定めることを委託された第三者、同法第九百八条の規定により遺産の分割の方法を定めることを委託された第三者又は同法第一千六条第一項の規定により遺言執行者の指定を委託された第三者

(五) 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十五条第二項の規定により同条第一項の登録について指定を受けた者又は同法第一百六条第三項の規定により同条第一項の請求について指定を受けた者

(六) 信託法第三条第二号に掲げる方法によつて信託がされた場合においてその受託者となるべき者、信託管理人となるべき者、信託監督人となるべき者又は受益者代理人となるべき者として指定された者

(七) (一)から(六)までに掲げる者のほか、これらに類するものとして政令で定める者

二 一の請求は、自己が関係相続人等に該当する遺言書（以下第九及び第十の一において「関係遺言書」という。）を現に保管する遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができないものとする。 （第九条第二項関係）

三 関係相続人等は、関係遺言書を保管する遺言書保管所の遺言書保管官に対し、当該関係遺言書の閲覧を請求することができるものとする。 （第九条第三項関係）

四 一又は三の請求をしようとする者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならないものとする。〔第九条第四項関係〕

五 遺言書保管官は、一の請求により遺言書情報証明書を交付し又は三の請求により関係遺言書の閲覧をさせたときは、法務省令で定めるところにより、速やかに、当該関係遺言書を保管している旨を遺言者の相続人並びに当該関係遺言書に係る第四の四三（一）及び（二）に掲げる者に通知するものとする。ただし、それらの者が既にこれを知っているときは、この限りでないものとする。〔第九条第五項関係〕

第十 遺言書保管事実証明書の交付

一 何人も、遺言書保管官に対し、遺言書保管所における関係遺言書の保管の有無並びに当該関係遺言書が保管されている場合には遺言書保管ファイルに記録されている第七の二二（第四の四一）に係る部分に限る。〔及び四に掲げる事項を証明した書面（第十二の一三において「遺言書保管事実証明書」という。）の交付を請求することができるものとする。〕〔第十条第一項関係〕

二 第九の二及び四の規定は、一の請求について準用するものとする。〔第十条第二項関係〕

第十一 遺言書の検認の適用除外

民法第千四条第一項の規定は、遺言書保管所に保管されている遺言書については、適用しないものとする。〔第十一条関係〕

第十二 手数料

一 1 から3までに掲げる者は、物価の状況のほか、当該1から3までに定める事務に要する実費を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならないものとする。 (第十二条第一項関係)

1 遺言書の保管の申請をする者 遺言書の保管及び遺言書に係る情報の管理に関する事務

2 遺言書の閲覧を請求する者 遺言書の閲覧及びそのための体制の整備に関する事務

3 遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付を請求する者 遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付及びそのための体制の整備に関する事務

二 一 の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならないものとする。 (第十二条第二項関係)

第十三 行政手続法の適用除外

遺言書保管官の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章の規定は、適用しないものとする。 (第十三条関係)

第十四 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外

遺言書保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しないものとする。 (第十四条関係)

第十五 行政機関の保有する個人情報に関する法律の適用除外

遺言書保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個

人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しないものとする。 (第十五条関係)

第十六 審査請求

一 遺言書保管官の処分不服がある者又は遺言書保管官の不作為に係る処分を申請した者は、監督法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができるものとする。 (第十六条第一項関係)

二 審査請求をするには、遺言書保管官に審査請求書を提出しなければならないものとする。 (第十六条第二項関係)

三 遺言書保管官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならないものとする。 (第十六条第三項関係)

四 遺言書保管官は、三に規定する場合を除き、三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局長に送付しなければならないものとする。この場合において、監督法務局又は地方法務局長は、当該意見を行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。 (第十六条第四項関係)

五 法務局又は地方法務局長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、遺言書保管官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならないものとする。 (第十六条第五項関係)

六 法務局又は地方法務局長は、審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、遺言書保管官に当該申請を却下する処分を命じなければならないものとする。 (第

十六条第六項関係)

第十七 行政不服審査法の適用除外

行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第五項まで及び第五十二条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しないものとする。こと。
(第十七条関係)

第十八 政令への委任

この法律に定めるもののほか、遺言書保管所における遺言書の保管及び情報の管理に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。こと。(第十八条関係)

第十九 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。(附則関係)